

1995 年の文書業務削減法により、有効 OMB 管理番号を表示しない情報に対応する必要はありません。

審査官から特許審判抵触部への審判請求書		整理番号(任意)
私はここに本通信書簡が米特許商標庁へファックス送信されること、又は Commissioner for Patents, P.O. Box 1450, Alexandria, VA 22313-1450 宛て封筒にて第 1 種郵便の十分な郵送料とともに米国郵政公社に預け入れられることを証明します[37 CFR 1.8 (a)] 日付 _____ 署名 _____ タイプ又は活字氏名 _____	出願に関し	
	出願番号	提出
	対象	
	アートユニット	審査官
出願人はここに審査官の最終決定から特許審判抵触部に対し <b>審判請求</b> します。 この審判請求の料金 (37 CFR 41.20 (b)(1)) \$ _____ 出願人は小規模事業者ステータスを主張する。37 CFR 1.27 参照。したがって上記の料金は半減され右の料金になる。 \$ _____ 料金金額の小切手を同封。 クレジットカードによる支払い。書式 PTO-2038 添付。 長官は既に本願における料金を預金口座に請求することと許可されている 預金口座に必要な料金を請求すること、又は過払いをクレジットすることを長官に許可する。預金口座番号 _____ 37 CFR 1.136 (a) (PTO / SB / 22) による期間延長願を同封。 <b>警告: 本書式の情報は公開されることがあります。クレジットカード情報は本書式に記入しないでください。クレジットカード情報と認可は PTO-2038 で提供してください。</b> 私は _____ 出願人 / 発明者 _____ 署名 全利益の譲受人 37 CFR 3.17 参照。37 CFR 3.73 (b) による声明を同封 (書式 PTO / SB / 96) _____ タイプ又は活字による氏名 弁理士又は代理人 登録番号 _____ 電話番号 37 CFR 1.34 のもとで働く弁理士又は代理人 37 CFR 1.34 のもとで働く場合の登録番号 _____ 日付 注: 発明者、又は全利益の譲受人、又はその代理の署名が必要です。複数の署名が必要な場合は複数の書式を提出してください(下記参照*)		
*合計 _____ 提出		

この情報収集は 37 CFR 41.31 により義務付けられています。この情報は出願を提出する公衆(ならびに出願を処理する UPSTO)の便益を確保するため必要なものです。機密保持については 35 U.S.C. 122 ならびに 37 CFR 1.11、1.14 及び 41.6 に準拠します。集約、準備、米特許商標庁への完成出願書提出を含む収集には推定 12 分かかります。時間は個々のケースに応じて異なります。本書式の完成所要時間に関する意見やこの負担を軽減するための提案は Chief Information Officer, U.S. Patent and Trademark Office, U.S. Department of Commerce, P.O. Box 1450, Alexandria, VA 22313-1450 へ送付してください。この住所には料金や完成書式を送らないでください。Commissioner for Patents, P.O. Box 1450, Alexandria, VA 22313-1450 へ送付してください。

本書式の記入にあたって支援を要する場合は 1-800-PTO-9199 に電話しオプション 2 を選択してください。